

## 有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準

制 定 平成17年11月25日農林水産省告示第1834号  
一部改正 平成18年 2月22日農林水産省告示第 186号

### 一 輸入品の受入れ及び保管のための施設

有機農産物にあっては有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第4条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準、有機農産物加工食品にあっては有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準に従い輸入品の受入れ、保管及び包装を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であること。

### 二 輸入品の受入れ及び保管の実施方法

1 三の2に規定する受入保管責任者に、次の職務を行わせること。

- (1) 輸入品の受入れ、保管及び包装に関する計画の立案及び推進
- (2) 工程に生じた異常等に関する処置又は指導

2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 有機農産物又は有機農産物加工食品の受入れ、保管及び包装に関する事項
- (2) 外国（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号。以下「施行規則」という。）第37条に定める国に限る。）の政府機関その他これに準ずるものとして施行規則第38条に基づき公示したのものによって発行された証明書の確認に関する事項
- (3) 輸入品の受入れ、保管及び包装の実施状況についての認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- (4) 包装に使用する機械及び器具に関する事項

3 内部規程に従い輸入品の受入れ、保管及び包装を適切に行い、その管理記録及び当該管理記録の根拠となる書類を格付した輸入品の出荷の日から1年以上保存すること。

4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

### 三 輸入品の受入れ及び保管を担当する者の資格及び人数

1 受入保管担当者

輸入品の受入れ、保管及び包装を担当する者（以下「受入保管担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
- (2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者

2 受入保管責任者

(1) 受入保管担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が受入保管責任者として、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において輸入品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了していること。

(2) 受入保管担当者が複数置かれている場合にあつては、受入保管担当者の中から、講習会において輸入品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了した者が、受入保管責任者として、1人選任されていること。

### 四 格付の表示を付する組織及び実施方法

1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。

2 格付の表示の実施方法

(1) 次の事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的か

つ体系的に整備していること。

ア 格付の表示に関する事項

イ 格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項

ウ 格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項

エ 格付の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

(2) 格付表示規程に従い格付の表示が適切に付されることが确实と認められること。

(3) 有機農産物にあっては名称の表示が有機農産物の日本農林規格第5条に定める方法で、有機農産物加工食品にあっては名称及び原材料名の表示が有機加工食品の日本農林規格第5条に定める方法で適切に行われることが确实と認められること。

## 五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付の表示を担当する者（格付表示担当者）として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。

附 則（平成17年11月25日農林水産省告示第1834号）

（施行期日）

1 この告示は、平成17年11月26日から施行する。

（有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準の廃止）

2 有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準（平成12年6月9日農林水産省告示第821号）は、廃止する。

（経過措置）

3 有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）附則第2項又は有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）附則第2項の規定に基づき格付を行う場合における有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

附 則（平成18年2月22日農林水産省告示第186号） 抄

（施行期日）

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。